

南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文

南極地域の環境の保護に関する法律施行規則（平成九年総理府令第五十三号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
別記（第一条関係） 番号 第一（第九） 南極 特別保護 地区	名称 （略）	別記（第一条関係） 番号 第一（第九） 南極 特別保護 地区	名称 （略）
第二十一 南極特別 保護地区 （略）	（略）	第二十一 南極特別 保護地区 （略）	（略）
第二十二 南極特別 保護地区 ロス島のハ ト半島のアラ イヴァル高地	（略）	第二十二 南極特別 保護地区 ロス島のハ ト半島のアラ イヴァル高地	（略）
この地区は、ポイント・ジオロギー群島にあり、クロードベルナル島、ラマルク島、ジャン・ロスタン島、ル・モイゲン島、ボン・ドクトール・ヌナタク並びにジャン・ロスタン島、ル・モーゲン島及びボン・ドクトール・ヌナタクに囲まれたペンギンの繁殖地の中心（南緯89度50分17秒東経140度1分59秒）から30メートル以内の区域（次の地図の斜線部分）から成る。	この地区は、ポイント・ジオロギー群島にあり、クロードベルナル島、ラマルク島、ジャン・ロスタン島、ル・モイゲン島、ボン・ドクトール・ヌナタク並びにジャン・ロスタン島、ル・モーゲン島及びボン・ドクトール・ヌナタクに囲まれたペンギンの繁殖地の中心（南緯89度50分17秒東経140度1分59秒）から30メートル以内の区域（次の地図の斜線部分）から成る。	この地区は、TS10地点（南緯77度50分13秒東経166度39分53秒）を起点とし、同地点から第一火口に接する直線を北西に進み、南緯77度49分58秒東経166度38分36秒の地点に至り、同地点から標高500メートルの等高線を北北東に進	この地区は、TS10地点（南緯77度50分13秒東経166度39分53秒）を起点とし、同地点から第一火口の南側に接する直線を北西に進み、南緯77度49分58秒東経166度38分36秒の地点に至り、同地点から標高500メートルの等高線を北北東に進

第二十三 五南極特 別保護地 区	(略)	<p>進み、南緯77度49分18.6秒東 経166度39分56.1秒の地点に 至り、南緯77度49分18.6秒の 緯度線を東に進み、南緯77度 49分18.6秒東経166度40分56. 9秒の地点に至り、第二火口 の北の縁の線を南に進み、南 緯77度49分23.4秒東経166度40 分59秒に至り、同地点と起点 を結ぶ直線を南南西に進み、 起点に至る線により囲まれた 区域(次の地図の斜線部分) から成る。</p>
第二十六 南極特別 保護地区	(略)	<p>この地区は、バイアズ半島の 低潮線から沖にメートルの 線及び西経9度53分5秒の経 度線により囲まれた区域並び にデビルズ岬の南西約350メ ートルのところにある2つの 小島(次の地図の斜線部分) から成る。</p>
第二十七 南極特別 保護地区	(略)	<p>この地区は、カナダ氷河の東 にあり、南緯77度36分25秒東 経162度59分42秒の地点を起 点とし、同地点から稜線を東 に進み、南緯77度36分26秒東 経163度3分44秒の地点に至り 、同地点から分水線を南東に 進み、南緯77度36分50秒東経 163度4分53秒の地点に至り、 同地点からフリクセル湖岸線</p>

第二十三 五南極特 別保護地 区	(略)	<p>み、南緯77度49分24秒の緯度 線を東に進み、第二火口の北 端(南緯77度49分24秒東経166 度40分24秒)に至り、同地点 から第二火口の縁の線を南に 進み、第二火口の東端(南緯7 7度49分28秒東経166度40分33 秒)に至り、同地点と起点を 結ぶ直線を南南西に進み、起 点に至る線により囲まれた区 域(次の地図の斜線部分)か ら成る。</p>
第二十六 南極特別 保護地区	(略)	<p>この地区は、ロウチ・ドーム 氷河の西端の線及びバイアズ 半島の低潮線により囲まれた 区域並びにデビルズ岬の南西 約350メートルのところにある 2つの小島(次の地図の斜線 部分)から成る。</p>
第二十七 南極特別 保護地区	(略)	<p>この地区は、カナダ氷河の東 にあり、南緯77度36分25秒東 経162度59分33秒の地点を起 点とし、同地点から稜線を東 に進み、南緯77度36分33秒 東経163度4分51秒の地点に至 り、同地点から分水線を南東 に進み、南緯77度36分50秒東 経163度4分51秒の地点に至り 、同地点からフリクセル湖岸</p>

第三十二 第七十 一南極特 別保護地 区	(略)	(略)	を南西に進み、カナダ氷河の東端(南緯77度37分22秒東経163度3分38秒)に至り、同地点から当該氷河の北端の線を北西に進み、起点に至る線により囲まれた区域(次の地図の斜線部分)から成る。
	(略)		

別表第四 南極史跡記念物(第八条関係)	
番号	名称
一〇八 十五	(略)
位置	(略)
八十六	長城基地の第一号棟
	南緯六十二度十三分四秒西経五十八度五十七分四十四秒

別表第六 南極特別保護地区(第十二条関係)	
南極特別保護地区	要件
第十六南極特別保護地区	一〇三(略)
護地区	四 当該地区内では徒歩で移動すること。 五 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び撤去予定年月日を明示すること。なお、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。 九 当該地区内に家きん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。 十 十五(略)

第三十二 第七十 一南極特 別保護地 区	(略)	(略)	線を南西に進み、カナダ氷河の東端(南緯77度37分27秒東経163度3分4秒)に至り、同地点から当該氷河の北端の線を北西に進み、起点に至る線により囲まれた区域(次の地図の斜線部分)から成る。
	(略)		

別表第四 南極史跡記念物(第八条関係)	
番号	名称
一〇八 十五	(略)
位置	(略)

別表第六 南極特別保護地区(第十二条関係)	
南極特別保護地区	要件
第十六南極特別保護地区	一〇三(略)
護地区	四 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。 七 六(略) 八 十三(略)

<p>第二十南極特別保護地区</p>	<p>一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査、必要不可欠な管理活動又は教育活動に限る。</p> <p>二（略）</p>		
<p>第二十二南極特別保護地区</p>	<p>一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査、必要不可欠な管理活動又は教育活動に限る。</p> <p>二（略）</p>		
<p>第二十六南極特別保護地区</p>	<p>一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査、必要不可欠な管理活動又は考古学的調査に限る。</p> <p>二（略）</p> <p>三 バークリー湾の海岸線、西経六十度五十三分四十五秒の経度線、南緯六十二度三十八分三十秒の緯度線及び西経六十度五十八分四十八秒の経度線に囲まれた区域並びに南緯六十二度三十七分西経六十一度八分の地点と南緯六十二度三十六分西経六十一度六分の地点を結ぶ直線及びバイアズ半島の北西海岸線により囲まれた区域においては着陸をしないこと。また、毎年十月一日から翌年の四月三十日までの期間は、航空機は当該地区内の海岸線から五百メートル以内の区域に着陸をしないこと。</p> <p>四 当該地区内の海岸線から五百メートル以内の区域の直上空域にあつては、地表から高度六百十メートル以下の空域を飛行しないこと。</p>		
<p>第二十南極特別保護地区</p>	<p>一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>二（略）</p>		
<p>第二十二南極特別保護地区</p>	<p>一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>二（略）</p>		
<p>第二十六南極特別保護地区</p>	<p>一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>二（略）</p> <p>三 毎年十月一日から翌年の四月三十日までの期間は、航空機は当該地区内の海岸線から五百メートル以内の区域に着陸をしないこと。</p> <p>四 毎年十月一日から翌年の四月三十日までの期間は、当該地区内の海岸線から五百メートル以内の区域の直上空域にあつては、次の表の上欄に掲げる航空機ごとに、下欄に掲げる空域を飛行しないこと。</p> <table border="1" data-bbox="92 1473 438 2013"> <tr> <td data-bbox="92 1473 199 1697"> <p>単発式の回転翼航空機</p> </td> <td data-bbox="199 1473 438 1697"> <p>地表から高度七百五十メートル以下の空域</p> </td> </tr> </table>	<p>単発式の回転翼航空機</p>	<p>地表から高度七百五十メートル以下の空域</p>
<p>単発式の回転翼航空機</p>	<p>地表から高度七百五十メートル以下の空域</p>		

<p>第三十一南極特別保護地区</p>	<p>一 当該地区内での活動は、他の場</p>	<p>五 (略)</p> <p>六 当該地区内では、あざらし漁で使用された小屋から五十メートル以内の区域、パークリー湾の海岸線、西経六十度五十三分四十五秒の経度線、南緯六十二度三十八分三十秒の緯度線及び西経六十度五十八分四十八秒の経度線に囲まれた区域並びに南緯六十二度三十七分西経六十一度八分の地点と南緯六十二度三十六分西経六十一度六分の地点を結ぶ直線及びバイアズ半島の北西海岸線により囲まれた区域に野営しないこと。</p> <p>七 当該地区内に鳥綱に属する種の加工品を持ち込まないこと。</p> <p>八 (十二) (略)</p>	<p>五 (略)</p> <p>六 当該地区内では、あざらし漁で使用された小屋から五十メートル以内の区域、パークリー湾の海岸線、西経六十度五十三分四十五秒の経度線、南緯六十二度三十八分三十秒の緯度線及び西経六十度五十八分四十八秒の経度線に囲まれた区域並びに南緯六十二度三十七分西経六十一度八分の地点と南緯六十二度三十六分西経六十一度六分の地点を結ぶ直線及びバイアズ半島の北西海岸線により囲まれた区域に野営しないこと。</p> <p>七 当該地区内に鳥綱に属する種の加工品を持ち込まないこと。</p> <p>八 (十二) (略)</p>
---------------------	-------------------------	---	---

<p>第三十一南極特別保護地区</p>	<p>一 当該地区内での活動は、</p>	<p>五 (略)</p> <p>六 当該地区内では、あざらし漁で使用された小屋から五十メートル以内の区域に野営しないこと。</p>	<p>五 (略)</p> <p>六 当該地区内では、あざらし漁で使用された小屋から五十メートル以内の区域に野営しないこと。</p> <p>七 当該地区内に家きん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。</p> <p>八 (十二) (略)</p>
---------------------	----------------------	---	---

所ではできない科学的調査、必要  
不可欠な管理活動、教育活動又は  
考古学的調査に限る。

二(略)

三 毎年十一月一日から翌年の三月  
三十一日までの期間は、回転翼航  
空機は当該地区内に着陸しないこ  
と。ただし、指定された地点(南  
緯六十二度四十六分二十七秒西  
経六十度二十八分十七秒又は南緯六  
十二度四十六分四十八秒西経六十  
度二十八分十六秒)に限り、着陸  
することができる。

四

毎年十一月一日から翌年の三月  
三十一日までの期間は、離着陸す  
る場合(回転翼航空機については  
、前号の規定による場合に限る。  
を)を除き、当該地区の境界線から  
六十メートル以内の区域の直上  
空域であつて、地表から高度六百  
十メートル以内の空域を飛行しな  
いこと。ただし、回転翼航空機は  
、離着陸する場合であつても、当  
該地区のうち、当該地区の境界線  
上にある地点(南緯六十二度二十  
八分西経六十度五十分四秒)を起  
点とし、同地点から当該地区の境  
界線を北東に進み、南緯六十二度  
二十八分西経六十度四十六分十秒  
の地点に至り、同地点から南緯六  
十二度二十八分の緯度線を西進し  
、南緯六十二度二十八分西経六十  
度四十八分の地点に至り、同地点  
から西経六十度四十八分の経度線  
を南進し、南緯六十二度二十九分  
西経六十度四十八分の地点に至り  
、同地点から南緯六十二度二十九  
分の緯度線を西進し、南緯六十二  
度二十九分西経六十二度五十分九  
秒の地点に至り、同地点から当該

他の場所ではできない科学的調査  
又は必要不可欠な管理活動に限る

二(略)

三 毎年十一月一日から翌年の三月  
三十一日までの期間は、回転翼航  
空機は当該地区内に着陸しないこ  
と。ただし、指定された地点(南  
緯六十二度二十八分十七秒西経六  
十度四十六分二十七秒又は南緯六  
十二度二十八分十六秒西経六十度  
四十六分四十九秒)に限り、着陸  
することができる。

四

毎年十一月一日から翌年の三月  
三十一日までの期間は、離着陸す  
る場合(回転翼航空機については  
、前号の規定による場合に限る。  
を)を除き、当該地区の直上空域に  
あつては、次の表の上欄に掲げる  
航空機ごとに、下欄に掲げる空域  
を飛行しないこと。ただし、回転  
翼航空機は、離着陸する場合であ  
つても、当該地区のうち、当該地  
区の境界線上にある地点(南緯六  
十二度二十八分西経六十度五十分  
四秒)を起点とし、同地点から当  
該地区の境界線を北東に進み、南  
緯六十二度二十八分西経六十度四  
十六分十秒の地点に至り、同地点  
から南緯六十二度二十八分の緯度  
線を西進し、南緯六十二度二十八  
分西経六十度四十八分の地点に至  
り、同地点から西経六十度四十八  
分の経度線を南進し、南緯六十二  
度の緯度線を南進し、南緯六十二  
度の地点に至り、同地点から南緯  
六十二度二十九分の緯度線を西進  
し、南緯六十二度二十九分西経六  
十度五十分九秒の地点に至り、同  
地点から当該地区の境界線を北西

地区の境界線を北西に進み、起点に至る線により囲まれた区域の直上空域を飛行しないこと。

第六十七南極特別保護地区

- 五 九(略)
- 十 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。ただし、液状廃棄物の海域への排出は除く。
- 十一(略)
- 一(四)(略)
- 五 原則として、九月十五日から翌年四月十五日までの期間は、単発式の回転翼航空機及び飛行機にあつては、当該地区の境界線から九百三十メートル以内の区域に、多発式の回転翼航空機にあつては、当該地区の境界線から千五百メートル以内の区域に着陸しないこと。
- 六 原則として、九月十五日から翌年四月十五日までの期間は、単発式の回転翼航空機及び飛行機にあつては、当該地区の直上空域であつて、地表から高度九百三十メートル以下の空域を、多発式の回転翼航空機にあつては、当該地区の直上空域であつて、地表から千五百メートル以下の空域を飛行しないこと。

進み、起点に至る線により囲まれた区域の直上空域を飛行しないこと。

第六十七南極特別保護地区

- |                     |                     |
|---------------------|---------------------|
| 単発式の回転翼航空機          | 地表から高度七百五十メートル以下の空域 |
| 多発式の回転翼航空機          | 地表から高度千メートル以下の空域    |
| 単発式又は双発式の飛行機        | 地表から高度四百五十メートル以下の空域 |
| 多発式の飛行機(双発式の飛行機を除く) | 地表から高度千メートル以下の空域    |
- 五 九(略)
  - 十 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。ただし、し尿の海域への排出は除く。
  - 十一(略)
  - 一(四)(略)
  - 五 航空機は当該地区内に着陸しないこと。

<p>七 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。</p> <p>八(九)略</p> <p>十 当該地区内では、次の表の上欄に掲げる種ごとに、下欄に掲げる距離よりも近づかないこと。</p> <table border="1"> <tr> <td>マクロネクテス・ギガンテウス(オオフルマカモメ)</td> <td>百メートル</td> </tr> <tr> <td>南極鳥類のうち、ピゴスケリス・アデリアエ(アデリーペンギン)(繁殖地に限る。)</td> <td>三十メートル</td> </tr> <tr> <td>南極鳥類のうち、ペンギン目に属する種(換羽期のものに限る。)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>南極哺乳類のうち、食肉目に属する種(幼獣又は幼獣を伴うものに限る。)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>カタラクタ・マコルミキ(ナンキョクオオトウゾクカモメ)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>南極鳥類のうち、ペンギン目に属する種</td> <td>五メートル</td> </tr> <tr> <td>南極哺乳類のうち、食肉目に属する種(幼獣又は幼獣を伴うものを除く。)</td> <td></td> </tr> </table>		マクロネクテス・ギガンテウス(オオフルマカモメ)	百メートル	南極鳥類のうち、ピゴスケリス・アデリアエ(アデリーペンギン)(繁殖地に限る。)	三十メートル	南極鳥類のうち、ペンギン目に属する種(換羽期のものに限る。)		南極哺乳類のうち、食肉目に属する種(幼獣又は幼獣を伴うものに限る。)		カタラクタ・マコルミキ(ナンキョクオオトウゾクカモメ)		南極鳥類のうち、ペンギン目に属する種	五メートル	南極哺乳類のうち、食肉目に属する種(幼獣又は幼獣を伴うものを除く。)	
マクロネクテス・ギガンテウス(オオフルマカモメ)	百メートル														
南極鳥類のうち、ピゴスケリス・アデリアエ(アデリーペンギン)(繁殖地に限る。)	三十メートル														
南極鳥類のうち、ペンギン目に属する種(換羽期のものに限る。)															
南極哺乳類のうち、食肉目に属する種(幼獣又は幼獣を伴うものに限る。)															
カタラクタ・マコルミキ(ナンキョクオオトウゾクカモメ)															
南極鳥類のうち、ペンギン目に属する種	五メートル														
南極哺乳類のうち、食肉目に属する種(幼獣又は幼獣を伴うものを除く。)															
十一(十六)略															

<p>六 当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。</p> <p>七(八)略</p> <p>九 当該地区内では、次の表の上欄に掲げる種ごとに、下欄に掲げる距離よりも近づかないこと。</p> <table border="1"> <tr> <td>マクロネクテス・ギガンテウス(オオフルマカモメ)</td> <td>百メートル</td> </tr> <tr> <td>南極鳥類のうち、アプテロデユテス・フォルステリ(コウテイペンギン)以外のペンギン目の種(繁殖地にいるものに限る。)</td> <td>十五メートル</td> </tr> <tr> <td>南極鳥類のうち、みずなぎどり科に属する種</td> <td></td> </tr> <tr> <td>南極哺乳類のうち、食肉目に属する種(幼獣又は幼獣を伴うものに限る。)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>カタラクタ・マコルミキ(ナンキョクオオトウゾクカモメ)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>南極鳥類のうち、ペンギン目に属する種</td> <td>五メートル</td> </tr> <tr> <td>南極哺乳類のうち、食肉目に属する種(幼獣又は幼獣を伴うものを除く。)</td> <td></td> </tr> </table>		マクロネクテス・ギガンテウス(オオフルマカモメ)	百メートル	南極鳥類のうち、アプテロデユテス・フォルステリ(コウテイペンギン)以外のペンギン目の種(繁殖地にいるものに限る。)	十五メートル	南極鳥類のうち、みずなぎどり科に属する種		南極哺乳類のうち、食肉目に属する種(幼獣又は幼獣を伴うものに限る。)		カタラクタ・マコルミキ(ナンキョクオオトウゾクカモメ)		南極鳥類のうち、ペンギン目に属する種	五メートル	南極哺乳類のうち、食肉目に属する種(幼獣又は幼獣を伴うものを除く。)	
マクロネクテス・ギガンテウス(オオフルマカモメ)	百メートル														
南極鳥類のうち、アプテロデユテス・フォルステリ(コウテイペンギン)以外のペンギン目の種(繁殖地にいるものに限る。)	十五メートル														
南極鳥類のうち、みずなぎどり科に属する種															
南極哺乳類のうち、食肉目に属する種(幼獣又は幼獣を伴うものに限る。)															
カタラクタ・マコルミキ(ナンキョクオオトウゾクカモメ)															
南極鳥類のうち、ペンギン目に属する種	五メートル														
南極哺乳類のうち、食肉目に属する種(幼獣又は幼獣を伴うものを除く。)															
十(十五)略															